

愛媛県産食材プレミアム食事会情報発信事業委託業務 企画提案公募(プロポーザル)実施要領

この要領は、愛媛県産食材プレミアム食事会情報発信事業を委託するに当たり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 委託業務名称

愛媛県産食材プレミアム食事会情報発信事業委託業務

2 委託業務の内容等

(1) 委託業務の内容

別紙愛媛県産食材プレミアム食事会情報発信事業委託業務に係る仕様書のとおり

(2) 履行期間

契約の締結の日から令和2年3月13日まで

(3) 予算上限額

1,472,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

※ 業務遂行する上で必要な旅費等の経費を含む。

3 プロポーザルへの参加資格

本業務に関するプロポーザル参加者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 平成29～31年度愛媛県競争入札参加資格者一覧に登録されていること(もしくは令和元年8月20日までに登録が予定されていること。)

- 登録申請手続きを行っていない事業者は、早急に手続きを行ってください。
- 申請書の提出後、審査の時間が必要となります。また、申請書類の準備のほか、申請に不備がある場合には書類の追加提出等で時間を要します。
- 県ホームページでも申請方法をご案内しています。
トップページ「電子行政サービス(電子申請、施設予約など)」
⇒「申請書等電子配布サービス」
<http://www.pref.ehime.jp/sinsei/bunya/gyouse.html>
[製造の請負等に係る競争入札の参加者の資格及び参加審査に関する要綱関係]
(平成29～31年度資格関係)

- (2) 地方自治法施行令第167条の4(一般競争入札参加者の資格)の規定に該当しないこと。
- (3) 愛媛県から入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法に基づく民事再

生手続き開始の申し立て、及び破産法に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていないこと。

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者ではないこと。

4 応募の手続き

- (1) 担当窓口 : 〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2
えひめ愛フード推進機構事務局
(愛媛県農林水産部農政企画局ブランド戦略課ブランド推進グループ)
高内、時谷
電 話 : 089-912-2567(直通)
F A X : 089-912-2561
電子メール : brand@pref.ehime.lg.jp

(2) 実施要領の配布

ア 期間

令和元年7月30日(火)～令和元年8月20日(火)まで

イ 配布方法

実施要領は、えひめ愛フード推進機構ホームページに掲載するほか、担当窓口において配布する。

※担当窓口で受け取る場合は、上記(2)アの期間中、休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までとする。

(3) 参加希望者等の確認

ア 提出書類

参加希望書 【様式1】

イ 提出期限

令和元年8月9日(金)午後5時15分まで(必着)

ウ 提出方法

- ・持参又は郵送等。
- ・持参による提出の受付時間は、執務時間中(休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までをいう。以下同じ)とし、(1)の担当窓口まで届けるものとする。
- ・郵送等による提出の場合は、期限の日の午後5時15分までの執務時間中に必着とする。

エ 提出場所

上記(1)の担当窓口

(4) 実施要領等に関する質問の受付

実施要領等に関する質問は質問票【様式2】により受け付ける。

ア 受付期間

令和元年7月30日(火)から令和元年8月7日(水)午後5時15分まで(必着)

イ 提出方法

電子メールで提出すること。送付先アドレス: brand@pref.ehime.lg.jp

件名を『愛媛県産食材プレミアム食事会情報発信事業委託業務』とし、送付後、担当窓口へ電話により着信の確認を行うこと。

ウ 回答方法

(ア) 回答の対象となる質問は参加希望書の提出があった者からの質問とする。

(イ) 上記(ア)の質問については、令和元年8月9日(金)までに参加希望書の提出があった全ての者に対し、電子メールで通知する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

(5) 企画提案書の提出

ア 提案書の提出

プロポーザル参加者は、次により提案書を提出するものとする。

なお、提案は各者1案とする。

イ 提出期限

令和元年8月20日(火)午後5時15分まで(必着)

ウ 提出方法

- ・持参又は郵送等
- ・持参による提出の受付時間は、執務時間中とし、(1)の担当窓口まで届けるものとする。
- ・郵送等による提出の場合は、期限の日の午後5時15分までの執務時間中に必着とする。

エ 提出場所

上記(1)の担当窓口

オ 提出書類

資料1「愛媛県産食材プレミアム食事会情報発信事業委託業務企画提案書作成要領」による書類

カ その他

- ・提出された書類は、再提出の場合を除き、返却しない。
- ・提案書の再提出は、上記イの提出期限内に限り認める。なお、書類の不足、不備の補完、内容不明の確認のほか、必要に応じ追加資料の提出を指示する場合がある。
- ・提案を取り下げの場合は、取り下げ願い書【様式3】を提出するものとする。

なお、提案書提出期限後から契約締結までの間に参加資格の条件を満たさなくなつた場合にも取り下げ願ひ書【様式3】を提出するものとする。また、取り下げ願ひ書の提出があつた場合でも、提出された書類は返却しない。

- ・本提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- ・提出期限までに提案書を提出しない者は、辞退したものとみなす。

キ 企画提案の無効

次のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

- ・民法(明治29年法律第89号)第90条(公序良俗違反)、第93条(心裡留保)、第94条(虚偽表示)又は第95条(錯誤)に該当する提案
- ・誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

5 業務予定者の選定方法等に関する事項

(1) 業務予定者の選定方法

ア 資料2「愛媛県産食材プレミアム食事会情報発信事業委託業務に関する企画提案公募(プロポーザル)審査基準」に基づき審査を行い、業務予定者を選定する。

イ 審査は、えひめ愛フード推進機構が設置する選定審査会において、提出された企画提案書により行う。ただし、選定審査会が必要と認めた場合には、応募者へのヒアリングを実施する場合がある。

なお、ヒアリングの有無及びヒアリングを実施する場合の日時・場所等については別途応募者へ通知することとする。

ウ 企画提案者が1者のみの場合においても、総合的に評価して業務予定者としての適否を判断する。

6 業務予定者の選定

(1) 選定審査会の審査の結果、最も優れた提案として評価した上位1者を、業務予定者として選定する。

(2) 選定結果は、次の通り各提案者に通知する。

ア 通知日：令和元年9月上中旬に通知予定

イ 方法：文書で各提案者に通知する。

7 契約

(1) 契約の締結

選定審査会の審査の結果、最も優れた提案として評価した業務予定者と提出された提案書を参考に協議を行い、協議が整った場合に、別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。この協議の際、提出された提案書の内容等について一部変更する場合がある。

また、業務予定者と協議が整わない場合にあっては、次点の提案として評価した者と協議の上、契約を締結する場合がある。

(2) 契約条項等

別に定める契約書のほか、愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)の規定を準用することとする。

8 公正なプロポーザルの確保

- (1) プロポーザル参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) プロポーザル参加者は、競争を制限する目的で他のプロポーザル参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に提案書等を作成しなければならない。
- (3) プロポーザル参加者は、業務予定者の選定前に、他のプロポーザル参加者に対して提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) プロポーザル参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該プロポーザル参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

9 その他

- (1) プロポーザルに関し、提出された参加希望書及び提案書等は、業務予定者の選定以外の目的で使用しない。
- (2) プロポーザルに関し、えひめ愛フード推進機構から受領又は閲覧した資料等は、えひめ愛フード推進機構の了解なく公表又は使用してはならない。
- (3) 提案内容に含まれる特許権などの日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、プロポーザル参加者が負う。

愛媛県産食材プレミアム食事会情報発信事業委託業務に係る仕様書

1 業務の内容

(1) 業務名

愛媛県産食材プレミアム食事会情報発信事業委託業務

(2) 業務の目的

「愛」あるブランド産品（※）を中心とした県産農林水産物の認知度向上を図り、もって販路開拓に資するため、えひめ愛フード推進機構（以下「機構」という。）が主催として開催を予定している「愛媛県産食材プレミアム食事会（以下「食事会」という。）」について、発信力のあるシェフの招聘、広告媒体等の手法を通じて県内外に情報発信を行い、食事会開催の事業効果を高めることを目的とする。

（※）「愛」あるブランド産品とは、愛媛県産農林水産物及び加工食品のうち、機構が特に安全・安心や品質の面で優れた上級品等として認定したもの（令和元年6月末時点で43品目82産品）。

2 事業費（委託料）上限額

1,472,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

※ 業務遂行する上で必要な旅費等の経費を含む。

3 委託期間

契約締結の日から令和2年3月13日まで

4 業務内容

本業務の受託者は、以下（1）～（3）の内容に従って業務を遂行すること。ただし、具体的な実施内容については、提案のあった内容を基に機構と協議の上、決定するものとし、5の「事業計画書」において定めるものとする。

なお、愛媛県産食材プレミアム食事会の開催概要は以下に記載のとおり。

<愛媛県産食材プレミアム食事会について（予定）>

日 時：令和元年11月～令和2年2月の間（1日、2時間程度）

場 所：マリンパーク新居浜（新居浜市垣生三丁目324番地）

参加者：50名程度（県内外バイヤー、県内外メディア、生産者等）

内 容：当日の流れ（イメージ）

①関係者あいさつ

②県産食材メニューの提供

③有名シェフや関係者による講評・意見交換 等

(1) 有名シェフの招聘

「愛」あるブランド産品を中心とする県産食材の認知度向上を図りもって販路開拓に資するため、全国的に知名度があり影響力の高い国内有名シェフを招聘し、別途で委託を予定している食事会の運営受託者と連携して食事会の円滑な運営に協力する。招聘する有名シェフの用務としては、県産食材を使った料理メニューの考案、調理又は監修等を想定しているが、実施に当たっては機構と協議の上、決定する。

また、有名シェフの招聘にあわせて、予算の範囲内において、食事会又はその前後で有名シェフを活用した効果的な取組みによる追加提案を可能とする。

(2) 広告媒体等を通じたPR

県産食材の認知度向上を図るため、食事会の内容及び「愛」あるブランド産品を中心とした県産食材について、県内外の広告媒体（雑誌、テレビ、WEBサイト等）で発信すること。

なお、使用する広告媒体の数、種類は任意とするが、首都圏を含む県外への情報発信ができる媒体を含むこと。

(3) その他

契約後、当該業務の目的に沿うものであって、効果的と双方が判断した場合には、業務内容を予算の範囲内で変更する場合がある。

5 事業計画書及び報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに、具体的な業務内容について機構と協議の上、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して機構に提出すること。
- (2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、機構の検査を受けること。
- (3) 機構は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、または報告を求めることができる。

6 再委託の可否

受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、機構の承諾を得なければならない。

7 秘密保持

- (1) 本業務に関し、受託者から機構に提出された計画書等は、本業務以外の目的で使用しない。
- (2) 本業務に関し、受託者が機構から受領又は閲覧した資料等は、機構の了解なく公表又は使用してはならない。
- (3) 受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

8 個人情報の保護

個人情報の保護については、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）に準じて取り扱うこととし、受託者は本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、個人情報を扱う場合は愛媛県個人情報保護条例の趣旨を遵守しなければならない。

なお、個人情報の保護の取扱いについて疑義がある場合は、機構に協議すること。

9 その他

業務の実施にあたっては、機構と協議を重ねながら実施すること。

愛媛県産食材プレミアム食事会情報発信事業 委託業務企画提案書作成要領

愛媛県産食材プレミアム食事会情報発信事業委託業務に係る企画提案公募（プロポーザル）に関し、プロポーザル参加者が企画提案書を作成するために必要な事項は次のとおり。

なお、愛媛県産食材プレミアム食事会情報発信事業委託業務仕様書の趣旨に沿って提案すること。

1 企画提案時の提出書類

- (1) 企画提案提出書【様式 4】 1 部
- (2) 企画提案書一式 5 部

構成

- ア 表紙
- イ 業務に係る提案書
- ウ 業務に係る実施体制
- エ 見積書
- オ 会社概要

2 作成要領

- ア 上記 1 (2) の構成に基づいて、A 4 版を基本とし、任意様式で作成すること。
- イ 上記 1 (2) イの具体的内容は、愛媛県産食材プレミアム食事会情報発信事業委託業務仕様書に基づいて作成することとし、仕様書に記載のある項目以外で企画提案できるものがあればその内容と考え方を記載すること。
- ウ 上記 1 (2) エについては、当業務に係る所要経費を全て見積もること。

**愛媛県産食材プレミアム食事会情報発信事業委託業務
に関する企画提案公募(プロポーザル)審査基準**

審査基準

No.	審査事項	評価ポイント	配点
1	提案内容 (80点)	有名シェフを効果的に活用した提案内容であるか。	20
		広告媒体等を通じたPRは効果的なものであるか。	20
		県産食材の認知度向上につながる提案内容であるか。	20
		事業実施後も幅広い波及効果が見込まれるか。	20
2	実施体制 (10点)	適切に実施できる体制となっているか。	10
3	経費 (10点)	見積額の経費は適正か。	10

【様式1】

企画提案公募(プロポーザル)参加希望書

令和元年 月 日

えひめ愛フード推進機構
会長 中村 時広 様

〒
住所
商号又は名称
代表者職氏名

㊞

担当者連絡先

所 属:
氏 名:
電 話 番 号:
F A X 番 号:
メールアドレス:

平成 29~31 年度愛媛県 競争入札参加資格者登録	
-------------------------------	--

※登録済の場合は整理番号を記載すること。

※登録申請手続き中の場合は、「申請中」と記載すること。

愛媛県産食材プレミアム食事会情報発信事業委託業務の企画提案公募(プロポーザル)に参加したいので、参加希望書を提出します。

なお、企画提案公募(プロポーザル)実施要領3「プロポーザルへの参加資格」に掲げる条件を全て満たすこと並びに参加希望書の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

【様式2】

質問票

業務名 愛媛県産食材プレミアム食事会情報発信事業委託業務

会社名：_____

担当部署名：_____

担当者名：_____

E-メール：_____

電話：_____

FAX：_____

質問 No. _____

資料名称：

該当頁：

質問内容：

質問 No. _____

資料名称：

該当頁：

質問内容：

【留意事項】

- 1 令和元年8月7日（水）午後5時までに提出すること。
※期限を過ぎたものは受け付けない。
- 2 電子メールで送付し、着信確認を行うこと。
- 3 質問項目が多い場合は、本様式を適宜複写して利用すること。

【様式3】

取り下げ願い書

令和元年 月 日

えひめ愛フード推進機構
会長 中村 時広 様

〒
住所
商号又は名称
代表者職氏名

㊞

担当者連絡先
所 属：
氏 名：
電 話 番 号：
F A X 番 号：
メー ル ア ド レ ス：

愛媛県産食材プレミアム食事会情報発信事業委託業務の企画提案公募(プロポーザル)への参加を表明の上、参加希望書及び企画提案書を提出しましたが、都合により取り下げいたします。

【様式4】

企画提案公募(プロポーザル)企画提案提出書

令和元年 月 日

えひめ愛フード推進機構
会長 中村 時広 様

〒
住所
商号又は名称
代表者職氏名

㊞

担当者連絡先
所 属:
氏 名:
電 話 番 号:
F A X 番 号:
メールアドレス:

愛媛県産食材プレミアム食事会情報発信事業委託業務の企画提案公募(プロポーザル)について、関係書類を添えて、企画提案書を提出します。

記

○ 企画提案書一式 5部

委託契約書（案）

えひめ愛フード推進機構（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）
は、次の条項により契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、愛媛県産食材プレミアム食事会情報事業委託業務（以下「委託事業」という。）を別添愛媛県産食材プレミアム食事会情報発信事業委託業務企画提案公募（プロポーザル）実施要領により乙に委託し、乙は、これを受託する。

（委託料）

第2条 甲は、乙に対し、委託料として、金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）を支払う。

2 精算の結果その額が委託料の額に満たないときは、精算額をもって委託料とする。

（委託の期間）

第3条 乙は、本契約の締結日から令和2年3月13日までの間に委託事業を行うものとする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、免除する。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託の可否）

第6条 乙は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。

（事業計画書の提出）

第7条 乙は、契約締結後速やかに事業計画書（様式第1号）を提出し、甲の承認を受けるものとする。

（事業計画の変更）

第8条 乙は、事業計画書の内容を変更しようとするときは、事前に事業変更計画書（様式第2号）を提出し、甲の承認を受けなければならない。

（事業の中止又は廃止）

第9条 乙は、委託事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ委託事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を提出し、甲の指示を受けなければならない。

（調査等）

第10条 甲は、必要と認めるときは、いつでも乙に対して委託事業の処理状況について実地に調査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

（実績報告及び完了検査）

第11条 乙は、委託事業を完了したときは、遅滞なく甲に対して実績報告書（様式第4号）を提出しなければならない。

2 甲は、前項の実績報告書を受領したときは、その日から起算して10日以内に、委託事業の完了について検査を行うものとする。

（委託料の支払）

第12条 前条第2項の検査終了後、乙は、委託料の支払を委託料精算払請求書（様式第5号）により、請求するものとし、甲は、請求書を受領した日から起算して30日以内に、委託料を乙に支払うものとする。

(前金払)

第 13 条 前条の規定にかかわらず、甲は、必要と認めるときは、委託料の全部又は一部を前金払することがある。

2 乙は、前金払を受けようとするときは、委託料前金払請求書(様式第 6 号)により請求するものとする。

(契約の解除)

第 14 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、この契約を解除することができる。

(1) この契約に違反したとき。

(2) 第 3 条に定める委託期間内に委託事業を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(3) 委託事業の実施につき、不正の行為があったとき。

(4) 正当な理由がないのに甲の指示に従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除したときは、甲は、委託料の全部若しくは一部を支払わず、又は既に支払った委託料の全部若しくは一部の返還を乙に請求することができる。

(損害賠償)

第 15 条 乙は、その責めに帰すべき理由により、委託事業の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(関係書類の整備及び保管)

第 16 条 乙は、委託事業に係る経費を他の経費と区別して経理するとともに、その収支を明確にし、他に流用してはならない。

2 乙は、委託事業の関係書類を委託事業完了の年度の翌年度から起算して、5 年間保管しなければならない。

(秘密の保持)

第 17 条 乙は、委託事業の処理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(契約外の事項)

第 18 条 この契約書に定めのない事項については、愛媛県会計規則(昭和 45 年愛媛県規則第 18 号)に準じるものとし、同規則に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議してこれを定めるものとする。

(個人情報の保護)

第 19 条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

この契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、双方記名押印のうえ各 1 通を所持するものとする。

令和元年 月 日

愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

甲 えひめ愛フード推進機構
会 長 中 村 時 広

乙

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は、愛媛県個人情報保護条例の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を受けたときは、この限りでない。

2 乙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う業務を再委託する場合には、甲が乙に求めた個人情報の保護に関し必要な措置と同様の措置を当該第三者に求めなければならない。

3 乙が甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う業務を再委託したときは、委託業務に係る当該第三者の行為は、乙の行為とみなす。

(資料等の返還等)

第8 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(個人情報運搬)

第9 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(実地調査)

第10 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理の状況について、随時実地に調査することができる。

(指示及び報告等)

第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故報告)

第12 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第13 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

(契約の解除)

第14 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

様式第1号（第7条関係）

令和 年 月 日

えひめ愛フード推進機構
会長 中村 時広 様

所在地
法人名
代表者氏名

印

愛媛県産食材プレミアム食事会情報発信事業委託業務計画書

令和 年 月 日付けで契約を締結した愛媛県産食材プレミアム食事会情報発信事業委託業務について、委託契約書第7条の規定に基づき、事業計画を下記のとおり提出します。

記

- 1 業務の内容
- 2 業務の実施スケジュール
- 3 業務の実施場所
- 4 収支予算書
- 5 その他

令和 年 月 日

えひめ愛フード推進機構
会長 中村 時広 様

所在地
法人名
代表者氏名



愛媛県産食材プレミアム食事会情報発信事業委託業務変更計画書

令和 年 月 日付け 第 号で承認のあった愛媛県産食材プレミアム食事会情報発信事業委託業務計画書を下記のとおり変更したいので、委託契約書第8条の規定に基づき、その承認を申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 業務の内容
- 3 業務の実施スケジュール
- 4 業務の実施場所
- 5 収支予算書
- 6 その他

（注）変更のない項目については、省略することができる。

令和 年 月 日

えひめ愛フード推進機構
会長 中村 時広 様

所在地
法人名
代表者氏名

印

愛媛県産食材プレミアム食事会情報発信事業委託業務
中止(廃止)承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で締結した愛媛県産食材プレミアム食事会情報発信事業委託業務を下記の理由により中止（廃止）したいので、委託契約書第9条の規定に基づき、その承認を申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止の期間（廃止期間）

えひめ愛フード推進機構
会長 中村 時広 様

所在地
法人名
代表者氏名



愛媛県産食材プレミアム食事会情報発信事業委託業務実績報告書

令和 年 月 日付けで契約を締結した愛媛県産食材プレミアム食事会情報発信事業委託業務について、委託契約書第11条第1項の規定に基づき、実績報告を下記のとおり提出します。

記

- 1 業務の内容
- 2 業務の実施スケジュール
- 3 業務の実施場所
- 4 業務の効果
- 5 収支決算書
- 6 その他

えひめ愛フード推進機構
会長 中村 時広 様

所在地
法人名
代表者氏名



愛媛県産食材プレミアム食事会情報発信事業委託業務
委託料精算払請求書

令和 年 月 日付けで契約を締結した愛媛県産食材プレミアム食事会情報
発信事業委託業務に係る委託料について、委託契約書第12条の規定により、下記のと
おり請求します。

記

一金		円也	
内訳	委託料	金	円
	前金払受領済額	金	円
	今回請求額	金	円

えひめ愛フード推進機構
会長 中村 時広 様

所在地
法人名
代表者氏名



愛媛県産食材プレミアム食事会情報発信事業委託業務
委託料前金払請求書

令和 年 月 日付けで契約を締結した愛媛県産食材プレミアム食事会情報
発信事業委託業務に係る委託料について、委託契約書第13条第2項の規定により、下
記のとおり請求します。

記

一金		円也	
内訳	委託料	金	円
	前金払受領済額	金	円
	今回請求額	金	円
	残額	金	円

(注) 前金払を必要とする理由書を添付すること。